

【1】はじめに

1-1 地域公共交通利便増進実施計画とは

1-2 本計画の目的・区域・期間

1-3 本計画の位置づけ

1-1 地域公共交通利便増進実施計画とは

1-1-1 地域公共交通利便増進事業

「地域公共交通利便増進事業（以下、利便増進事業）」とは、地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業のことを示します。そして、この利便増進事業の内容や実施方法・体制等を定め、その推進を図るために策定する計画が「地域公共交通利便増進実施計画」です。これは、地域公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」と連携・整合をとった計画であり、利便増進事業の着実な実行のための「アクションプラン」という位置づけにあります。

1-1-2 利便増進事業の種類

利便増進事業は以下のとおりです。

イ. 地域公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

- ① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更
- ② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業への転換
 - i 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
 - ii 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
 - iii 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客線（定期航路事業）へ転換
- ③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者によって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

- ① 運賃又は料金の設定
- ② 運行回数又は運行時刻の設定
- ③ 共通乗車船券の発行

ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関するわかりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

1-2 本計画の目的・区域・期間

1-2-1 本計画の背景と目的

当別町では、平成 18 年より運行してきたコミュニティバス「当別ふれあいバス」をはじめ、JR 札沼線、タクシー・ハイヤーといった公共交通が運行しています。しかし、これらの公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域のニーズに合ったサービスへの見直しによる利便性向上・持続性確保が求められています。こうした現状に対し、国土交通省は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を行い、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため「地域公共交通計画」の策定を「努力義務」としています。本町においても令和 5（2023）年 3 月に「当別町地域公共交通計画」を策定いたしました。

これらの背景を踏まえて「当別町地域公共交通計画」に示される事業のうち、利用者の利便増進に資する取組を具体的に示す【**当別町地域公共交通利便増進実施計画（アクションプラン）**】を策定します。

1-2-2 本計画の区域

- 本計画の対象区域は、【**当別町全域**】とします。

1-2-3 本計画の期間

- 本計画の対象期間は、
【**令和 6（2024）年 3 月から令和 10 年（2028）年 3 月**】とします。

1-3 本計画の位置づけ

本計画は、「当別町地域公共交通計画」を上位計画として、当該計画並びに当該計画の関連計画や本町の最上位計画である「当別町第6次総合計画」等に準拠または整合するものとします。

以下、2章にて「上位計画の内容」として当別町地域公共交通計画の概要やポイントを示した上で、3章にて「利便増進事業の内容」として具体的な事業の内容や実施体制等を示します。

